

10月1日から開始します

幼児教育・保育の無償化



国の制度により10月1日から、幼稚園、保育園(所)、認定こども園などを利用する子どもの保育料が無償化されます。対象は、3～5歳児クラスのすべての子どもと、0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもです。ただし、幼稚園については、3歳になった日から無償となります。

なお、通園のバス代、延長保育料などは無償化の対象になりません。

◎よくある質問 (FAQ)

- Q. 無償化を受けるために手続きは必要ですか。
 A. 幼稚園、保育所に在園(所)している子どもについては必要ありません。認可外保育施設や幼稚園の預かり保育などを利用する人は「保育の必要性の認定(右記参照)」を受ける必要があります。
- Q. 認可外施設や一時預かり事業など、複数の施設などを利用しているのですが。
 A. 無償化の給付対象は原則1つの施設です。ただし、要件を満たせば複数の施設の利用料を合わせて給付を受けられますのでお問い合わせください。

◆問い合わせ 町健康子ども課子ども子育て係 ☎82-3111内線603) へどうぞ。

◆無償化の内容

利用している施設・事業	対象者	必要な条件	無償化上限金額
幼稚園、保育所など	3～5歳児	なし	保育料の全額
	0～2歳児	住民税非課税世帯であること	
幼稚園の預かり保育	3～5歳児	「保育の必要性の認定」を受けること	利用日数に応じて最大1万1300円
認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業など	3～5歳児	住民税非課税世帯で「保育の必要性の認定」を受けること	月額3万7千円
	0～2歳児		月額4万2千円

「保育の必要性の認定」とは？

保育の必要性の認定とは、保護者の申請を受け、就労証明書や診断書といった客観的な基準に基づき、保育の必要性があるかどうかを認定するものです。認定されるためには保護者の就労・就学、妊娠・出産、疾病、親族の看護などの要件を満たす必要があります。詳しい内容についてはお問い合わせください。

芸術の秋にしませんか 町民芸術祭が開幕

町民の優れた芸術作品や文化活動を発表する町民芸術祭が、10月20日から始まります。町民の皆さんの芸術活動をご覧ください。

- ▷ 入場券販売開始日 9月17日
- ▷ 入場券取り扱い所 町中央公民館、町中央コミュニティセンター、役場各支所

◆問い合わせ 町生涯学習課文化係 (☎82-3111内線630、631) へどうぞ。



素晴らしい芸術活動を会場でお楽しみください

◆開催日程

日程	場所	内容	入場券
10月20日(日) 午後1時半	町中央公民館 大ホール	開幕式・民謡と踊りの集い(町内の団体による民謡や舞踊など)	前売券300円 当日券500円
11月2日(土) 午前9時 3日(日) ~午後4時	町中央公民館、町中央コミュニティセンター	アートフェスティバル(町民の芸術作品展示、小中学生絵画・書道コンクールの作品展示)	なし
11月3日(日) 午前10時 ~午後2時	町中央コミュニティセンター 和室	町内の茶道団体「木下社中」によるお茶会	お茶券300円
11月17日(日) 午後1時半	町中央公民館 大ホール	音楽の集い(町内の団体による合唱や吹奏楽の演奏など)	前売券300円 当日券500円